

## 現場代理人の兼務について

### (現場代理人の兼務)

今後、通常工事に併せて災害復旧にかかわる工事が多数発注されることから、現場代理人の不足が予想される。被災箇所の早期復旧を図るため、ひたちなか市建設工事契約事務手続要綱第 33 条に規定する「標準約款」第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、下記により現場代理人の兼務に関する特例措置を講じるものとする。

#### 1. 兼務の取扱い

工事請負業者は、次の のいずれにも該当する場合は、現場代理人の兼務について申請できるものとする。なお、災害復旧工事と通常工事の別は問わない。

2 件までの工事に係る兼務であること。

それぞれの工事の請負金額が 2,500 万円（税込）未満の工事であること。

兼務する工事は、ひたちなか市内であること。

国県等の発注工事も含めるものとする。

#### 2. 兼務の申請及び承認

工事請負業者は、現場代理人の兼務を希望するときは、様式 1 により担当課（所）長に申請するものとする。申請書を受理した担当課（所）は、既発注工事の担当課（所）と工程等の調整をしたうえで現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに請負者に対し通知する。

#### 3. 特例措置の期間

特例措置の対象となる工事（兼務の申請ができる 2 件目の工事）は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに契約を締結した工事とする。

#### 4. 期間の延長

**上記の特例措置の期間を平成 25 年 3 月 31 日までに延長する。**

#### < 参考 >

(現場代理人及び主任技術者等)

#### 第 11 条

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約代金の請求及び受領、第 13 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。